

## 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する 法律案（概要）

防衛省

- \* 総務省主管（防衛省は共同請議予定）
- \* 従前は、衆・参ともに総務委員会で審議

### 法案概要

本年6月に改正された民間部門における育児・介護休業法の内容を踏まえ、一般職の職員についても、同様の改正を行うとともに、防衛省の職員への準用規定の整備を図るもの。

### 改定内容

- (1) 配偶者が育児休業をしている職員についても、育児休業等を行うことを可能とする。
- (2) 子の出生の日から一定の期間内（出産の翌日から起算して8週間を経過するまでの期間を想定）に、男性職員が最初の育児休業をした場合は、再度の育児休業を行うことを可能とする。

※ 現行は、特別の事情がある場合以外は、育児休業の回数は原則1回。

### 施行期日

平成22年6月30日までの間において政令で定める日

※ 改正民間育児・介護休業法の施行期日（公布の日（平成21年7月1日）から起算して1年を超えない範囲内の政令で定める日）に合わせるもの。